



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令(財務省)
- 日本国に帰化を許可する件
- 保安林の指定をする件
- 農業を登録した件
- 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示(海上保安庁)
- 都市計画に関する件
- 都市計画に関する件(北陸地方整備局)
- 都市計画に関する件(近畿地方整備局)
- 都市計画に関する件(四国地方整備局)

六 五 四 三 二 一

〔省令〕

〔日次〕

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省 最高裁判所

〔公告〕

〔諸事項〕

官厅

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他
有権者申出方、弁理士懲戒処分関係

三 七 六 五 四 三 二 一

○財務省令第七号
国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第一条第一項及び第二項並びに国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第十条の二第三項において準用する同法第十条第六項の規定に基づき、国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十三日
財務大臣 加藤 勝信

国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令
国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令(昭和四十五年大蔵省令第二十三号)

次の一表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

〔省令〕

〔令〕

改	正	後	改	正	前
(国債の名称)			(国債の名称)		
第一条 国際復興開発銀行(以下「銀行」という)に出资し又は拠出するため、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)以下「法」という)第十条第二項又は第十条の二第二項の規定により発行する国債は、国際復興開発銀行通貨代用国庫債券、国際復興開発銀行地球環境基金拠出国庫債券、国際復興開発銀行気候投資基金拠出国庫債券、国際復興開発銀行ワクライナ復旧・復興基金拠出国庫債券又は国際復興開発銀行ポートフォリオ保証プラットフォーム信託基金拠出国庫債券、国際復興開発銀行ワクライナ復旧・復興基金拠出国庫債券(以下「通貨代用国庫債券」と総称する。)とする。			第一条 国際復興開発銀行(以下「銀行」という)に出资し又は拠出するため、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)以下「法」という)第十条第二項又は第十条の二第二項の規定により発行する国債は、国際復興開発銀行通貨代用国庫債券、国際復興開発銀行地球環境基金拠出国庫債券、国際復興開発銀行気候投資基金拠出国庫債券、国際復興開発銀行ワクライナ復旧・復興基金拠出国庫債券(以下「通貨代用国庫債券」と総称する。)とする。		

- 国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令(財務省)
- 日本国に帰化を許可する件
- 保安林の指定をする件
- 農業を登録した件
- 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示(海上保安庁)
- 都市計画に関する件
- 都市計画に関する件(北陸地方整備局)
- 都市計画に関する件(近畿地方整備局)
- 都市計画に関する件(四国地方整備局)

六 五 四 三 二 一

備考 表中の「」の記載は注記である。

この省令は、公布の日から施行する。

第九条 政府は、銀行から国際復興開発銀行ポートフォリオ保証プラットフォーム信託基金拠出国庫債券が返還された場合は、直ちに、これを消却するものとする。

〔条を加える。〕

告 示

○**法務省告示第五十四号**
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
令和十七年三月三日
法務大臣 鈴木 錦祐
住所 東京都練馬区旭町1丁目16番18号
トウメンジヤルガラ 昭和44年9月15日生
トウメンジヤルガラ・アニラ 平成19年11月20日生
住所 岩手県二戸市淨法寺町下前田24番地5
ルウン・ティ・フウン・ラン 昭和48年11月20日生
住所 大阪府大東市平野屋1丁目1番35号
グエン・ドウック・ティエン 平成2年10月1日生
日生
グエン・ア・ユ 令和元年11月2日生
住所 東京都大田区北馬込2丁目4番12号
スミルノーワ・オリガ・ウラジーミロヴナ 平成元年3月4日生
住所 青森県五所川原市字一つ谷541番地4
グエン・ホン・バオ 昭和50年9月26日生
住所 大阪市生野区巽中2丁目15番31-305号
ダウ・ティ・トウイ・ズン 平成2年2月5日生
住所 横浜市南区真金町2丁目16番地
玄麗和 平成7年9月22日生
住所 仙台市青葉区昭和町3番15-1005号
徐我蘭 平成24年5月10日生
住所 沖縄県那覇市字銘苅221番地1
金尚美 昭和58年10月30日生
金晶渡 令和元年10月19日生
住所 沖縄県宜野湾市真志喜3丁目7番16-200号
ボウ・スコン・ター 昭和49年3月17日生
住所 東京都品川区上大崎1丁目20番1号
李携隽 昭和58年11月10日生
住所 東京都中野区上鷺宮5丁目29番22号
曹節子 昭和51年12月22日生
住所 東京都杉並区成田西1丁目1番30号
胡貴宏 昭和63年7月24日生
住所 東京都葛飾区金町2丁目9番8-202号
朴花女 昭和54年6月8日生
住所 東京都港区六本木2丁目4番12-1001号
李岳 昭和47年11月6日生

住所 東京都大田区久が原4丁目8番12号
林杏美 平成12年4月14日生

住所 東京都江東区亀戸6丁目31番2-2113号
楊揚 平成2年9月4日生

住所 東京都豊島区要町3丁目12番12号
吳達斌 昭和61年9月15日生

住所 東京都新宿区北新宿1丁目33番3号
サクンタラ・ライ 昭和59年8月18日生
アーキア・ライ・サンバン 令和4年3月2日生

住所 東京都新宿区歌舞伎町2丁目9番18-316号
胡雅婧 平成5年3月10日生

住所 東京都豊島区池袋3丁目48番8-401号
李常逸 昭和63年10月24日生

住所 東京都江戸川区松江3丁目10番11号
ティファニー・タライ・セレビアーノ 平成16年10月15日生

住所 東京都新宿区改代町4番地1
周聖民 平成6年2月18日生

住所 群馬県高崎市高闘町210番地1
ナジエンドラ・ウブレティ 平成5年10月15日生

住所 京都市下京区中堂寺坊城町17番地2
姜貴之 平成2年2月7日生

住所 京都府長岡市神足3丁目8番6号
尹振国 昭和63年5月12日生
尹峻一 令和4年2月16日生

住所 京都府長岡市奥海印寺駿河田6番地30
尹祥代 昭和55年2月2日生
金明香 平成17年2月12日生
金航佑 平成23年2月27日生

住所 京都市左京区吉田神楽岡町150番地1
鐘媚 平成2年5月1日生

住所 京都市左京区田中上古川町7番地
張梅 昭和62年9月10日生
魏君逸 平成30年11月26日生

住所 京都市北区紫野南舟岡町44番地13
周通 平成4年1月28日生

住所 京都市西京区川島尻堀町52番地2
韓悅 平成5年4月10日生

住所 京都府城陽市寺田大畔4番地10
マルディ・アン・ロビンソン 平成5年4月25日生

住所 東京都台東区下谷2丁目23番6-904号
ガリムジャノフ・イエルジャン・ヌルバキットウル 平成4年10月22日生

住所 東京都墨田区吾妻橋1丁目2番5-601号
蔡金芮 平成3年5月4日生

住所 東京都足立区西新井本町1丁目19番5号
崔明淑 昭和35年10月24日生

住所 東京都葛飾区白鳥2丁目21番13-404号
ジョン・ジョセフ・カスタネダ・ハーロヤン
平成4年11月16日生

住所 東京都江東区亀戸2丁目6番4-402号
趙丹陽 平成7年10月10日生

住所 東京都葛飾区東金町1丁目36番3-504号
周紅 昭和62年7月4日生
李依諾 令和元年11月11日生

住所 東京都江戸川区小松川1丁目5番9-121号
シュウェタ・ダス 昭和57年11月27日生
タヌシュ・ダス 平成22年5月5日生
イヴァナ・ダス 平成28年6月10日生

住所 東京都足立区千住仲町27番2-303号
李亮 昭和57年7月12日生
程超 昭和62年8月4日生
李姝安 平成30年1月26日生
李厚政 令和2年8月3日生

住所 愛知県春日井市高森台8丁目2番地60
李松 平成元年4月21日生
李駿豪 令和5年10月25日生

住所 愛知県海部郡蟹江町大字今字川東上125地
池春暉 昭和60年3月4日生

住所 愛知県知立市昭和6丁目1番地
テルコ・フェルナンデス・マエダ 平成14年1月12日生
リュウイチ・マエダ・フェルナンデス 平成1年10月14日生

住所 愛知県春日井市東野町3丁目9番地9
アザイロン・コロネル・マナロ 昭和58年9月24日生

住所 愛知県小牧市大字二重堀687番地
金二郎 昭和31年3月19日生

住所 愛知県岡崎市北野町字畔北44番地1
武智慧 平成13年1月5日生

住所 名古屋市守山区八剣2丁目1413番地1
李弘樹 昭和53年11月24日生

住所 名古屋市千種区見附町1丁目39番地1
周圓 昭和63年2月26日生

住所 名古屋市名東区梅森坂2丁目1301番地1
趙保成 平成8年8月6日生

住所 愛知県大府市東新町1丁目191番地
　　姜糸矢 平成5年8月30日生

住所 広島県東広島市西条中央5丁目11番28—
　　203号
　　モハマド・タウヒード・キブリア 平成元年4
　　月18日生

住所 広島市西区草津東2丁目6番18号
　　白知幸 平成元年6月15日生

住所 広島市南区東雲1丁目22番19号
　　趙英親 昭和16年8月8日生
　　李夏子 昭和20年2月8日生
　　趙由紀 昭和47年3月27日生

住所 長野県諏訪郡下諏訪町社6番地4
　　ナワラジ・パンデ 平成元年1月23日生

住所 神戸市北区泉台7丁目1番地1
　　姜乃夫 昭和61年1月7日生

住所 神戸市灘区福住通5丁目3番27号
　　姜智珠 平成3年11月4日生

住所 神戸市中央区山本通5丁目3番41号
　　李齊森 昭和60年4月6日生

住所 東京都豊島区西池袋2丁目11番8号
　　王在喆 昭和38年5月23日生
　　胡祖耀 昭和39年3月14日生
　　王謙文 平成20年5月9日生

住所 東京都足立区江北3丁目8番1—303号
　　李靜美 昭和58年8月23日生
　　權愛唯 平成16年7月3日生
　　權仙之亮 平成18年7月31日生

住所 東京都足立区西綾瀬3丁目29番3—505号
　　スハナ・アミン・アニー 平成5年10月25日生
　　エムディ・タズル・イスラム 昭和58年4月1
　　日生
　　アフラアズ・アラフ 令和元年5月23日生

○ 農林水産省告示第三百九十九号
　　森林法(昭和三十六年法律第二百四十九号)第
　　二十五条第一項の規定により、次のように保安林
　　の指定をする。

令和七年三月十三日
　　農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字
　　岩野字小野114-11の1、114-11の4から11
　　4-11の6まで、114-111、114-16の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

一 解除に係る保安林の所在場所 愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字永野三三三一七の二、三三三三の三	二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
三 (1) 解除の理由 再生可能エネルギー発電用施設用地とするため	三 (1) 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第四百九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。	○農林水産省告示第四百十号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年三月十三日	令和七年三月十三日

農林水産大臣 江藤 拓	農林水産大臣 江藤 拓
一 解除に係る保安林の所在場所 愛媛県四国中央市新宮町馬立五〇六九(次の図に示す部分に限る)	一 解除に係る保安林の所在場所 福島県相馬郡新地町(国有林。次の図に示す部分に限る)
二 保安林として指定された目的 潟害の防備	二 保安林として指定された目的 潟害の防備
三 (次の図)は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新地町役場に備え置いて総覧に供する。	三 (次の図)は、省略し、その図面を福島県庁及び新地町役場に備え置いて総覧に供する。
令和七年三月十三日	令和七年三月十三日

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
番号	巡視船	番号	巡視船
船名		船名	
(略)		(略)	

別表	改正後	別表	改正前
----	-----	----	-----

○近畿地方整備局告示第一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一 施行者の名称	兵庫県
二 都市計画事業の種類及び名称	平成二十八年近畿地方整備局告示第三十二号中播都市計画道路事業三・五・百二号城東線及び三・五・五百四十一号八代線
三 事業施行期間	自平成二十八年三月十日至令和十二年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第二十一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、
同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
都市計画事業を認可した

令和七年三月十三日
近畿地方整備局長
長谷川朋弘
施行者の名称 兵庫県
都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業三・四・百六十九号荒川線

事業実施期間　自令和七年三月十三日至令和十四年三月三十一日
事業地

○近畿地方整備局告示第二十二号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づく次のとおり公示する。

事業実施地
事業実行期間
事業実行地
事業実行地

○近畿地方整備局告示第二十三号
取扱の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十三日
近畿地方整備局長 長谷川朋弘
施行者の名称 大阪府
二 都市計画事業の種類及び名称 平成五年建設省告示第百六十四号東部大阪都市計画都市高速鉄道

事業地 事業第三百二十七一號近畿日本鐵道奈良線
三 事業施行期間 自平成五年二月四日至令和九年三月三十一日
四 事業地

使用の部分
変更なし

この告示は、令和七年三月十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 令和七年三月二十四日

二 第三条の規定 令和七年三月二十五日

○北陸地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十三日

一 施行者の名称 石川県

二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十九年建設省告示第三百五十七号小松都市計画、能美都市計画及び白山都市計画下水道事業加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）

三 事業施行期間 自昭和五十九年三月五日至令和十三年三月三十一日

北陸地方整備局長 高松 諭

四 事業地

一 収用の部分 変更なし

二 使用の部分 変更なし

○近畿地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一 施行者の名称	令和七年三月十三日 兵庫県
二 都市計画事業の種類及び名称	令和二年近畿地方整備局告示第百八十二号東播都市計画道路事業
三・四・四十号西脇上戸田線及び三・四・四十三号和布郷瀬線	事業施行期間

四 事業地
収用の部分
使用の部分
なし

○近畿地方整備局告示第二十四号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十三日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

令和七年三月十三日

四国地方整備局長 豊口 佳之

一 施行者の名称 大阪府
二 都市計画事業の種類及び名称 平成五年建設省告示第百六十六号東部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十七一二号奈良線附属街路南側一号線

三 事業施行期間 自平成五年二月四日至令和九年三月三十一日
四 事業地 収用の部分 使用の部分 変更なし

○近畿地方整備局告示第二十五号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十三日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

議案提出 三月十一日議員から提出した議案は次のとおりである。

一 施行者の名称 京都府
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十年建設省告示第千五百七十一号京都都市計画、宇治都市計画、綴喜都市計画及び相楽都市計画下水道事業木津川流域下水道
三 事業施行期間 自昭和五十一年十二月九日至令和八年三月三十一日
四 事業地 収用の部分 使用の部分 変更なし

○近畿地方整備局告示第二十六号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十三日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

議案提出 三月十一日議員から提出した議案は次のとおりである。

一 施行者の名称 奈良県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和四十六年建設省告示第四百九十四号大和都市計画下水道事業大和川上流・宇陀川流域下水道
三 事業施行期間 自昭和四十六年三月二十五日至令和十四年三月三十一日
四 事業地 収用の部分 使用の部分 変更なし

○近畿地方整備局告示第二十七号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十三日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

議案提出 三月十一日議員から提出した議案は次のとおりである。

一 施行者の名称 奈良県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十六年建設省告示第四百二十号大和都市計画下水道事業大和川上流・宇陀川流域下水道
三 事業施行期間 自昭和五十六年三月九日至令和十四年三月三十一日
四 事業地 収用の部分 使用の部分 変更なし

○近畿地方整備局告示第二十八号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十三日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

議案提出 三月十一日議員から提出した議案は次のとおりである。

一 施行者の名称 奈良県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十六年建設省告示第四百二十号大和都市計画下水道事業大和川上流・宇陀川流域下水道
三 事業施行期間 自昭和五十六年三月九日至令和十四年三月三十一日
四 事業地 収用の部分 使用の部分 変更なし

○近畿地方整備局告示第二十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十三日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

四国地方整備局長 豊口 佳之

一 施行者の名称 愛媛県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十九年四国地方整備局告示第四号松山広域都市計画道路事業三・二・二十四号松山駅西口南江戸線及び三・三・十二号松山環状線

三 事業施行期間 自平成二十九年一月十六日至令和八年三月三十一日
四 事業地 収用の部分 使用の部分 変更なし

○近畿地方整備局告示第三十号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十三日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

議案撤回 三月十一日次の議案は委員会において撤回を許可した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正するための法律の一部を改正する法律案（森田俊和外十二名提出、第二百十五回国会衆法第一号）

議案提出 三月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

仁士外一名提出
又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（青柳

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

千九百九十四年四月十五日にマラケシユで作成された世界貿易機関を設立するマラケシユ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国との特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

海洋法に関する国際連合条約に基づくいすれの国との管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件

海洋法に関する国際連合条約に基づくいすれの国との安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第五十五号）の締結について承認を求めるの件

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案

環境影響評価法の一部を改正する法律案

○四国地方整備局告示第十一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十三日

四国地方整備局長 豊口 佳之

一 施行者の名称 愛媛県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十九年四国地方整備局告示第四号松山広域都市計画道路事業三・二・二十四号松山駅西口南江戸線及び三・三・十二号松山環状線

三 事業施行期間 自平成二十九年一月十六日至令和八年三月三十一日
四 事業地 収用の部分 使用の部分 変更なし

○近畿地方整備局告示第三十一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十三日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

議案撤回 三月十一日次の議案は委員会において撤回を許可した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正するための法律の一部を改正する法律案（森田俊和外十二名提出、第二百十五回国会衆法第一号）

議案提出 三月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する再質問主意書（島田洋一提出）

郵便に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

高額療養費制度改正の検討経緯に関する質問主意書（山井和則提出）

北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する質問に対する答弁書（山井和則提出）

高額療養費制度改正についての今後の再検討に関する質問主意書（山井和則提出）

高額療養費制度改正の検討経緯に関する質問主意書（山井和則提出）

北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する質問に対する答弁書（山井和則提出）

北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する質問に対する答弁書（山井和則提出）

北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する質問に対する答弁書（山井和則提出）

北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する質問に対する答弁書（山井和則提出）

参議院

会議 三月十一日（水曜日）午前十時 本会議

議案提出

三月十一日議員から次の議案が提出された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（井上

哲士発議）（参第一号）

政党助成法を廃止する法律案（井上哲士発議）

（参第三号）

議案受領（予備審査）

三月十一日内閣から次の議案が送付された。

千九百九十四年四月十五日にマラケシヨで作成された世界貿易機関を設立するマラケシヨ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国との特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（閣案第九号）

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターアーを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（閣案第一〇号）

海洋法に関する国際連合条約に基づくいすれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣案第一

一号）

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件（閣案第一二号）

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（閣法第四九号）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

環境影響評価法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

また、同日衆議院から次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（青柳仁士外一名提出）（衆第一四四号）

議案撤回通知書受領

三月十一日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（第二百五十四回国会、森田俊和外十二名提出）

答弁書受領

三月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聰提出休眠預金等活用法上の資金分配団体であるグッドネーパーズ・ジャパンに寄せられた寄附金の大半が事業そのものではなくプロモーション費用に充てられている実態

に関する質問に対する答弁書（第四三号）

参議院議員浜田聰提出公立病院への繰出金の根拠と公平性に関する質問に対する答弁書（第四四号）

参議院議員浜田聰提出主に地方公務員によつて組織される労働組合が行う政治活動と公務員の政治的中立性の関係等に関する質問に対する答弁書（第四五号）

参議院議員浜田聰提出薬事承認された医薬品の葉価基準収載の有無に関する質問に対する答弁書（第四六号）

参議院議員浜田聰提出費用対効果が不明確なまま葉価基準収載された医薬品に関する質問に対する答弁書（第四七号）

参議院議員福島みづほ提出石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関する質問に対する答弁書（第四八号）

参議院議員浜田聰提出公益通報者保護法の指針に定められた通報者の探索防止措置が消費者庁の訓令に定められていないこと等に関する質問に対する答弁書（第五〇号）

○定年退官

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかなので、その相続財産を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

令和6年（家）第20162号

群馬県吾妻郡中之条町大字横尾226番地

申立人 塩野谷幸代

本籍群馬県佐倉市上座577番地2 ラーメンとん太内、死亡の場所群馬県吾妻郡中之条町、

死亡年月日平成27年12月21日頃から平成27年12月31日頃までの間、出生の場所群馬県吾妻郡名久田村、出生年月日昭和23年1月11日、職業不詳

被相続人 亡山崎文夫

群馬県前橋市新前橋町1番地35 法律事務所

コスマス

相続財産清算人 松井隆司

催告期間満了日 令和7年9月22日

前橋家庭裁判所

令和6年（家）第715号

甲斐郡瑞穂市別府1288番地

申立人 瑞穂市

本籍岐阜県瑞穂市瑞穂里653番地3、最後の住

所岐阜県瑞穂市瑞穂里653番地3 新康レジデンスE-4号、死亡の場所岐阜県瑞穂市、死

亡年月日令和6年4月以下不詳、出生の場所

岐阜県岐阜市、出生年月日昭和36年4月17日、職業不詳

被相続人 亡幸坂英

事務所岐阜市瑞穂4丁目6番7号 鈴木ビル

3階-4 U 1 総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士白井俊治

催告期間満了日 令和7年9月25日

岐阜家庭裁判所

弁理士 福地 武雄 記
弁理士登録番号 第11425号
弁理士事務所 福地国際特許事務所（東京都渋谷区）

弁理士登録番号 第11425号

令和6年(家)第20162号
栃木県宇都宮市江曾島町1439番地
申立人 高柳電機工業株式会社
本籍栃木県宇都宮市昭和2丁目5番、最後の住所栃木県宇都宮市昭和2丁目5番11号、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和2年9月19日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日昭和10年10月1日、職業無職
被相続人 亡 高柳 昌男
栃木県宇都宮市滝谷町19番20号福井ビル2階 佐山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐山 大輔
催告期間満了日 令和7年9月30日
宇都宮家庭裁判所

令和6年(家)第20117号
埼玉県比企郡小川町小川725-2
申立人 本橋 伸浩
本籍群馬県高崎市栄町34番地、最後の住所群馬県高崎市中居町4丁目9番地16、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日推定令和6年7月24日、出生の場所埼玉県大里郡寄居町、出生年月日昭和28年8月1日、職業無職
被相続人 亡 峰村 光
群馬県前橋市大手町3丁目4番15号内田武法律事務所
相続財産清算人 三橋惠一郎
催告期間満了日 令和7年9月30日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第30号
埼玉県比企郡小川町大字角山9番地3
申立人 北岡 節子
本籍埼玉県比企郡小川町大字小川608番地3、最後の住所埼玉県比企郡小川町大字小川608番地3、死亡の場所埼玉県比企郡小川町、死亡年月日令和5年11月16日、出生の場所埼玉県比企郡小川町、出生年月日昭和17年7月2日、職業無職
被相続人 亡 北岡 光江
事務所埼玉県熊谷市銀座2丁目39番地 YM Kビル2階西 くまがや法律事務所
相続財産清算人 弁護士 萩原 正裕
催告期間満了日 令和7年10月3日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和6年(家)第72152号
東京都中野区沼袋2丁目39番16号
申立人 折本 洋子
本籍東京都中野区沼袋2丁目148番地、最後の住所東京都中野区沼袋2丁目148番地、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日昭和39年7月25日、出生の場所不詳、出生年月日明治24年9月15日、職業無職
被相続人 亡 矢島 友雄
事務所東京都千代田区神田神保町1丁目2番地5和栗ハトヤビル7階篠塚・野田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小松 達成
催告期間満了日 令和7年9月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第40040号
神奈川県横浜市中区住吉町2丁目22番地松栄閔内ビル602
申立人 千木良 正
本籍東京都世田谷区尾山台3丁目375番地、最後の住所神奈川県大和市中央林間2丁目17番18号、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和6年12月2日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和29年2月15日、職業無職
被相続人 亡 高橋 茂樹
事務所横浜市中区日本大通11横浜情報文化センター11階
相続財産清算人 弁護士 松田 道佐
催告期間満了日 令和7年10月14日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40050号
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
申立人 茅ヶ崎市
本籍神奈川県茅ヶ崎市柳島2丁目303番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市柳島2丁目5番27号、死亡の場所神奈川県茅ヶ崎市、死亡年月日令和4年3月21日頃から31日頃までの間、出生の場所神奈川県平塚市、出生年月日昭和34年11月11日、職業無職
被相続人 亡 石井 和雄
事務所横浜市中区日本大通11横浜情報文化センター11階
相続財産清算人 弁護士 松田 道佐
催告期間満了日 令和7年10月14日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第7002号
神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
申立人 相模原市
本籍神奈川県相模原市中央区田名3162番地4、最後の住所神奈川県相模原市中央区水郷田名3丁目15番12号、死亡の場所神奈川県川崎市幸区、死亡年月日令和5年7月15日、出生の場所青森県十和田市、出生年月日昭和46年5月19日、職業会社員
被相続人 亡 若澤 和美
神奈川県相模原市中央区淵野辺4丁目14番20号 三敬ビル307号室 司法書士末永千恵事務所
相続財産清算人 司法書士 末永 千恵
催告期間満了日 令和7年10月8日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和6年(家)第5107号
長野県上田市大手1丁目11番16号
申立人 上田市長 土屋 陽一
本籍栃木県さくら市氏家2616番地、最後の住所長野県上田市八木沢1163番地17、死亡の場所長野県上田市、死亡年月日推定令和5年7月21日、出生の場所東京都東京市牛込区、出生年月日昭和7年5月20日、職業無職
被相続人 亡 猪瀬 文子
事務所長野県上田市上田原805番地
相続財産清算人 司法書士 倉澤健太郎
催告期間満了日 令和7年10月3日
長野家庭裁判所上田支部

令和7年(家)第40005号
長野県大町市大町1129番地
申立人 社会福祉法人大町市社会福祉協議会
本籍長野県大町市平19785番地、最後の住所長野県大町市大町5560番地市営住宅大原団地C-103、死亡の場所長野県大町市、死亡年月日令和6年11月19日、出生の場所長野県大町市、出生年月日昭和46年3月25日、職業無職
被相続人 亡 太谷 信一
事務所長野県北安曇郡白馬村大字北城397番地帶金司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 帯金 康祐
催告期間満了日 令和7年10月4日
長野家庭裁判所松本支部

令和7年(家)第5003号
長野県伊那市高遠町西高遠1710番地1
申立人 下島 陽子
本籍長野県伊那市高遠町藤澤4429番地、最後の住所長野県伊那市高遠町勝間220番地 特別養護老人ホームさくらの里、死亡の場所長野県伊那市、死亡年月日令和6年10月27日、出生の場所長野県諏訪郡玉川村、出生年月日昭和14年3月21日、職業無職
被相続人 亡 藤澤 勝枝
長野県伊那市中央4611-1 トライアングルビル2階北
相続財産清算人 弁護士 黒田 信
催告期間満了日 令和7年9月30日
長野家庭裁判所伊那支部

令和6年(家)第7837号
愛知県愛知郡東郷町白鳥4丁目2番地3
申立人 押草南第1住宅管理組合
本籍神奈川県川崎市多摩区登戸3093番地2、最後の住所愛知県愛知郡東郷町白鳥4丁目1番地1 押草団地101棟105号、死亡の場所愛知県豊明市、死亡年月日平成28年3月4日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和29年4月10日、職業不明
被相続人 亡 宮澤 敏彦
事務所名古屋市中区丸の内3丁目9番16号 丸の内YSビル5F-B 特許法律事務所樹樹
相続財産清算人 弁護士 西脇 正訓
催告期間満了日 令和7年10月10日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7051号
愛知県稻沢市高御堂1丁目20番20号 パステルハイム404
申立人 星川 隆宣
本籍愛知県清須市清洲1667番地、最後の住所愛知県清須市清洲1656番地4、死亡の場所愛知県稻沢市、死亡年月日令和7年1月12日、出生の場所愛知県尾西市、出生年月日昭和38年8月12日、職業無職
被相続人 亡 鹿島 譲
事務所名古屋市中区錦1丁目4番6号 大樹生命名古屋ビル 弁護士法人A L G & A s s o c i a t e s 名古屋法律事務所
相続財産清算人 弁護士 井本 敬善
催告期間満了日 令和7年10月7日
名古屋家庭裁判所

令和6年(家)第81788号

大阪府堺市南区城山台3-4-85

申立人 大川 裕太

本籍大阪府大阪市阿倍野区王子町1丁目14番地、最後の住所大阪府大阪市阿倍野区王子町1丁目11番9号、死亡の場所大阪府大阪市阿倍野区、死亡年月日令和6年2月22日、出生の場所奈良県高市郡八木町、出生年月日昭和11年10月10日、職業不明

被相続人 亡 下浦尹久子

大阪市北区西天満5-9-3アールビル本館3階

相続財産清算人 弁護士 杉野 崇太

催告期間満了日 令和7年10月20日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第30022号

岡山県岡山市北区弓之町2-15弓之町シティセンタービル4階402号

申立人 今村恵美子

本籍愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉303番地、最後の住所岡山市北区厚生町2丁目2番14-405号、死亡の場所岡山市岡山市北区、死亡年月日令和7年1月1日、出生の場所愛媛県伊豫郡北伊豫村、出生年月日昭和3年3月19日、職業無職

被相続人 亡 久津那玲子

事務所岡山市北区番町1丁目5番5号

相続財産清算人 弁護士 池田 曜生

催告期間満了日 令和7年10月6日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第37号

愛媛県大洲市西大洲甲1006番地4

申立人 泉 信子

本籍愛媛県西条市三芳1421番地1、最後の住所愛媛県西条市三芳1421番地1、死亡の場所愛媛県西条市、死亡年月日令和6年8月18日、出生の場所愛媛県周桑郡三芳村、出生年月日昭和27年6月10日、職業無職

被相続人 亡 川又 安江

愛媛県松山市福音寺町276番地11

相続財産清算人 司法書士 渡部 高広

催告期間満了日 令和7年10月3日

松山家庭裁判所西条支部

令和6年(家)第7353号

福岡県糟屋郡篠栗町中央1丁目1番1号

申立人 篠栗町

本籍福岡県福岡市中央区桜坂3丁目328番地、最後の住所福岡県福岡市中央区薬院2丁目6番27-702号、死亡の場所福岡県福岡市中央区、死亡年月日平成28年12月14日、出生の場所福岡県筑紫郡二日市町、出生年月日昭和29年3月28日、職業不明

被相続人 亡 一木 純子

事務所福岡県筑紫野市二日市中央5丁目14番17号

相続財産清算人 司法書士 山下 佑介

催告期間満了日 令和7年9月30日

福岡家庭裁判所

令和6年(家)第7363号

福岡県糟屋郡宇美町宇美東3-3-20

申立人 末田 照子

本籍福岡県福岡市博多区春住町1343番地、最後の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲650番地フラワーハイム103号、死亡の場所福岡県福岡市東区、死亡年月日令和6年7月10日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和23年1月1日、職業無職

被相続人 亡 山本 秀利

事務所福岡県福岡市中央区警固2-18-7ふじたビル502

相続財産清算人 弁護士 藤田 祥行

催告期間満了日 令和7年9月30日

福岡家庭裁判所

令和6年(家)第7395号

福岡県糸島市波多江駅北4丁目1番2号

申立人 藤原 貴之

本籍福岡県福岡市西区横浜1丁目8番地1、最後の住所福岡県糸島市波多江968番地1、死亡の場所福岡県糸島市、死亡年月日令和5年9月11日頃から20日頃までの間、出生の場所福岡県糸島郡前原町、出生年月日昭和24年10月26日、職業無職

被相続人 亡 松本 政道

事務所福岡県福岡市中央区渡辺通2-8-10

九州山光社ビル4階

相続財産清算人 弁護士 藤田 裕子

催告期間満了日 令和7年9月30日

福岡家庭裁判所

令和6年(家)第7412号

福岡市中央区天神2丁目13番1号

申立人 ふくおか債権回収株式会社

本籍福岡県福岡市南区井尻4丁目905番地1、最後の住所福岡県筑紫野市紫台18番21号、死亡の場所福岡県筑紫野市、死亡年月日令和5年8月22日、出生の場所福岡県筑紫郡佐木町、出生年月日昭和11年2月13日、職業不明

被相続人 亡 伊藤 英實

事務所福岡県筑紫野市二日市中央5丁目3番16号

相続財産清算人 司法書士 西中 義桂

催告期間満了日 令和7年9月30日

福岡家庭裁判所

令和6年(家)第7413号

福岡県福岡市城南区堤田地15番402号

申立人 坂田喜久美

本籍福岡県福岡市城南区東油山6丁目14番、最後の住所福岡県福岡市城南区東油山6丁目14番3号、死亡の場所福岡県福岡市城南区、死亡年月日令和6年5月28日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和34年4月10日、職業無職

被相続人 亡 坂本 弘聖

事務所福岡市中央区舞鶴3丁目6-23-305

相続財産清算人 司法書士 村田 圭亮

催告期間満了日 令和7年9月30日

福岡家庭裁判所

令和6年(家)第7424号

福岡県大野城市山田2丁目13番1号

申立人 有限会社山田自動車

本籍熊本県八代市袋町3号官有無番地、最後の住所福岡県太宰府市宰府1丁目15番10-216号、死亡の場所福岡県太宰府市、死亡年月日推定令和5年7月26日、出生の場所熊本県八代市、出生年月日昭和32年9月10日、職業不明

被相続人 亡 西田 秀男

事務所福岡県福岡市中央区大名2-2-26親和ビル4階

相続財産清算人 弁護士 福島あい子

催告期間満了日 令和7年9月30日

福岡家庭裁判所

令和6年(家)第7426号

福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目1番24号

申立人 久保山浩人

本籍福岡県北九州市八幡西区大字上上津役1016番地7、最後の住所福岡県福岡市早良区東入部6丁目20番56号医療法人栗天堂廣橋病院、死亡の場所福岡県福岡市早良区、死亡年月日令和6年11月19日、出生の場所満洲国安東省鶴亭県鶴亭町、出生年月日昭和20年3月24日、職業無職

被相続人 亡 室井 勇輝

事務所福岡市東区箱崎3丁目5番38-201号

相続財産清算人 司法書士 國府寺恵子

催告期間満了日 令和7年9月30日

福岡家庭裁判所

令和6年(家)第7465号

福岡県春日市原町3丁目1番地7

申立人 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会本籍長崎県対馬市美津島町洲藻696番地2、最後の住所福岡県福岡市西区大字吉武445番地3、死亡の場所福岡県福岡市西区、死亡年月日平成28年12月3日、出生の場所長崎県下県郡雞知町、出生年月日昭和10年4月29日、職業無職

被相続人 亡 鳥羽 正紀

事務所福岡県福岡市中央区大名1-8-12第2西部ビル4階

相続財産清算人 弁護士 藤村 元気

催告期間満了日 令和7年9月30日

福岡家庭裁判所

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

平成26年(家)第420号

申立人 職権

本籍千葉県香取郡多古町南玉造1328番地、最後の住所千葉県香取郡多古町南玉造1328番地、死亡の場所千葉県香取郡多古町、死亡年月日平成21年6月30日、出生の場所千葉県香取郡常磐村、出生年月日昭和8年9月5日、職業農業

被相続人 亡 石井 智

事務所千葉市中央区中央2丁目5番1号千葉中央ツインビル2号館106号室 酒井正利法律事務所

改任前の相続財産清算人 弁護士 酒井 正利 事務所千葉市中央区中央4丁目12番1号KA中央ビル4階 エバー総合法律事務所

改任後の相続財産清算人 弁護士 菊地 秀樹 千葉家庭裁判所八日市場支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第1号

兵庫県三木市大村1074番地の320
申立人 ナルセ商工株式会社
代表者代表取締役 成瀬 尚武
権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月3日
令和7年2月20日 大阪簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 TH60107

金額 275,728円

支払期日 令和7年4月20日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社りそな銀行野田支店
振出日 令和6年12月20日

振出地 白地

振出人 岡三機工株式会社 代表取締役 川
浩一郎

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第3号

大阪市阿倍野区西田辺町1丁目12番14号
申立人 新井信枝こと 洪 信枝
権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月3日
令和7年2月20日 大阪簡易裁判所
(別紙) 目録

小切手 1通

小切手番号 AB571281

金額 4,342,930円

支払人 株式会社ゆうちょ銀行

支払地 大阪市

振出日 令和6年12月23日

振出地 大阪市

振出人 ゆうちょ銀行代理業者 日本郵便株式会社 東住吉今川駅前郵便局長 松本 和久
最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

三重県四日市市中川原3丁目5番19号
申立人 株式会社奥野工業
代表者代表取締役 奥野 勉
権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月4日
令和7年2月20日 小山簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 AA03643
金額 478,000円
支払期日 令和7年2月28日
支払地 柏木県下野市
支払場所 株式会社足利銀行石橋支店
振出日 令和6年12月30日
振出地 白地
振出人 東鋼橋梁株式会社 代表取締役社長
佐藤 浩
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

千葉県木更津市永井作1丁目8番5号
申立人 株式会社テクノメタル
代表者代表取締役 上関 健治
権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月23日
令和7年2月20日 館山簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BC77091

金額 2,104,940円

支払期日 令和7年2月28日

支払地 千葉県鴨川市

支払場所 株式会社千葉興業銀行鴨川支店

振出日 令和6年12月31日

振出地 白地

振出人 ヤスダファインテ株式会社 代表取締
役社長 安田 良也

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第9632号

東京都練馬区桜台6-26-5
申立人 関岡真ゆみ
本籍北海道函館市大森町5番地1、最後の住
所東京都新宿区西新宿4丁目24番23号
不在者 斎藤 智子
大正15年7月31日生
届出期間満了日 令和7年6月19日
東京家庭裁判所

令和6年(家)第2982号

横浜市栄区桂台西2丁目3番1号
申立人 佐藤八重子
本籍長崎県壱岐市芦辺町諸吉東触724番地、
最後の住所横浜市旭区川井本町57番地8 市
営川井本町住宅2棟702号
不在者 松岡 賢満
大正15年4月10日生
届出期間満了日 令和7年6月23日
横浜家庭裁判所

令和6年(家)第821号

鹿児島県霧島市溝辺町有川1844番地
申立人 北山ヨリ子
本籍鹿児島県姶良市加治木町木田674番地、
最後の住所大阪府堺市西区上232番地
不在者 川原 敏英
昭和12年2月13日生
届出期間満了日 令和7年6月20日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第18号

大阪市港区築港3丁目4番1-138号
申立人 下垣内富子
本籍香川県三豊郡詫間町大字詫間6327番地の
2、最後の住所香川県三豊郡詫間町大字詫間
865番戸
不在者 吉久彌三郎
明治元年12月4日生
届出期間満了日 令和7年6月25日
高松家庭裁判所観音寺支部

令和6年(家)第71号

沖縄県中頭郡西原町字我謝793フローレンス
ガーデン301
申立人 小橋川つぐみ
本籍沖縄県名護市港1丁目756番地、最後の
住所沖縄県国頭郡本部町字渡久地463番地
コープまるよ203
不在者 津波 松直
昭和38年9月4日生
届出期間満了日 令和7年6月19日
那覇家庭裁判所名護支部

令和6年(家)第188号

北海道岩内郡岩内町字栄148番地
申立人 佐々木泰子
本籍北海道岩内郡岩内町字大浜39番地13、最
後の住所北海道岩内郡岩内町字大浜39番地13
不在者 米津 幸子
昭和34年7月10日生
届出期間満了日 令和7年6月30日
札幌家庭裁判所岩内支部

令和6年(家)第9110号

東京都中央区銀座3-9-19 吉澤ビル8階
東京21法律事務所
申立人 広津 佳子
本籍富山県南砺市下梨1023番地、最後の住所
東京都荒川区町屋1丁目6番12-104号 工
リール町屋1
不在者 出村登喜次
昭和16年9月7日生
届出期間満了日 令和7年6月27日
東京家庭裁判所

令和6年(家)第169号

広島市東区中山南1丁目1番2号
申立人 新田 豪
本籍鳥取県境港市相生町59番地、最後の住所
鳥取県境港市相生町59番地
不在者 一瀬 久三
明治39年11月11日生
届出期間満了日 令和7年6月30日
鳥取家庭裁判所米子支部

令和7年(家)第31号

兵庫県姫路市網干区興浜564-1
申立人 三木 重和
本籍岡山県岡山市北区南方5丁目1511番地、
最後の住所不明
不在者 林 トノ
明治13年5月10日生
届出期間満了日 令和7年6月30日
岡山家庭裁判所

令和7年(家)第4号

大阪府松原市三宅中7丁目5番222号
申立人 石田美津子
本籍岡山県総社市延原848番地、最後の住所
不明
不在者 笹原鹿之助
元治元年5月15日生
届出期間満了日 令和7年6月27日
岡山家庭裁判所倉敷支部

失 踪 宣 告

令和6年(家)第225号

本籍福岡県福岡市東区香椎駅東4丁目26番、最後の住所福岡市東区香椎駅東4丁目26番12-301号
不在者 釣本 浩行
昭和42年12月30日生
令和7年2月18日失踪宣告審判確定

福岡家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第72号

本籍鹿児島県肝属郡南大隅町根占辺田4017番地、最後の住所鹿児島県肝属郡南大隅町根占辺田4017番地
不在者 下園 留吉
大正11年3月21日生
令和7年2月14日失踪宣告審判確定

鹿児島家庭裁判所鹿屋支部裁判所書記官

令和6年(家)第1526号

本籍神奈川県藤沢市渡内1丁目15番、最後の住所北海道札幌市中央区北11条西18-36国鉄AP306-303
不在者 藤田 幸司
昭和40年9月28日生
令和7年2月18日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第482・1236号

本籍岩手県紫波郡矢巾町大字東徳田第3地割97番地、最後の住所千葉県長生郡長柄町山之郷584番地
不在者 中谷地君男
昭和27年11月22日生
令和7年2月15日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

令和6年(家)第58号

本籍千葉県君津市南子安2丁目5番地22、最後の住所千葉県君津市南子安2丁目5番32号
不在者 岩本 明
昭和23年4月22日生
令和7年2月13日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所木更津支部裁判所書記官

令和6年(家)第743号

本籍福岡県福岡市博多区対馬小路57番地、最後の住所福岡市以下不詳

不在者 吉田 初枝

大正9年7月14日生

令和7年2月19日失踪宣告審判確定

福岡家庭裁判所裁判所書記官

失 踪 宣 告 取 消

令和6年(家)第1285号

本籍千葉県千葉市緑区鎌田町2丁目2番地、住所埼玉県さいたま市南区文藏2-32-19有井シャトー-202奥野方

申立人(失踪者) 内海 恵子

昭和51年6月4日生

令和7年2月20日失踪宣告取消審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第5282号

本籍東京都豊島区南長崎3丁目4106番地、住所アメリカ合衆国カリフォルニア州カリフォルニア・シティ バン・ゴー・ロード69812

失踪者 大森 恵子

昭和39年4月29日生

令和7年2月14日失踪宣告取消審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(ヘ)第2号

東京都千代田区丸の内1丁目8番1号

申立人 佐藤商事株式会社

代表者代表取締役 野澤 哲夫

権利を争う旨の申述の終期 令和7年2月17日

令和7年2月18日 大宮簡易裁判所

(別紙) 目 錄

約束手形 1通

手形番号 NH19400

金額 1,195,370円

支払期日 令和6年12月30日

支払地 埼玉県桶川市

支払場所 株式会社東和銀行桶川支店

振出日 令和6年8月30日

振出地 白地

振出人 株式会社広岡鉄工 代表取締役 廣岡
要一

受取人 株式会社ドンリュー

裏書人 株式会社ドンリュー 代表取締役 植
木 桂男

被裏書人 佐藤商事株式会社

最終所持人 申立人

令和6年(ヘ)第2号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

青森県八戸市大字松館字夏川戸14番地1

申立人 宮内 文男

権利の届出の終期 令和7年2月20日

令和7年2月21日 八戸簡易裁判所
(別紙) 目 錄1(1)土地 八戸市大字松館字夏川戸14番1
宅地 1256.19平方メートル2(登記年月日番号 青森地方法務局八戸支局大
正3年3月16日受付第2670号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治45年7月29日設定

目的 工作物所有

範囲 南方長20間分8分、巾1間4分7厘坪
数30坪5合

存続期間 明治45年7月より向う45年間

地代 金47円

支払期 15年間

地上権者 八戸市大字柏崎字二間橋沖2番地
7号

持分3分の1

高橋吉太郎

三戸郡大館村大字新井田74番戸

3分の1

左館藤太郎

八戸市大字塩町1番地

3分の1

岩淵 榮助

2(1)土地 1(1)の記載に同じ

(2)登記年月日番号 青森地方法務局八戸支局大
正3年6月8日受付第4470号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 大正3年6月1日設定

目的 工作物所有

範囲 南方長20間分8分、巾1間4分7厘坪
数30坪5合

存続期間 明治45年7月より向う45年間

地代 金47円64銭

地上権者 秋田県鹿角郡尾去沢村尾去沢山無
番地 嶋村金治郎

破 産 手 続 開 始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第2号

千葉県南房総市千倉町平館797番地

債務者 株式会社月嶋製作所

代表者代表取締役 鈴木 俊治

1 決定年月日時 令和7年2月27日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 渡邊 秀孝

4 破産債権の届出期間 令和7年3月31日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午後1時30分

千葉地方裁判所館山支部破産係

令和6年(フ)第661号

相模原市緑区青山378番地5

債務者 有限会社小松屋

代表者代表取締役 小松 英雄

1 決定年月日時 令和7年3月3日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 谷 樹人

4 破産債権の届出期間 令和7年3月31日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後1時30分

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第78号

相模原市中央区相模原2丁目13-2 服部相

模原ビル501

債務者 株式会社リアルトライ

代表者代表取締役 上村 公一

- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 雨田 直輝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年3月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後3時30分

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第17号

福島県喜多方市熱塙加納町加納字村東甲1786番地4

債務者 峰岸鉄工建設株式会社

代表者代表取締役 峰岸眞理子

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小池 達哉
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午前11時

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第134号

川崎市多摩区登戸新町402番地

債務者 ゾーエッグス株式会社

代表者代表取締役 碓井 利子

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳隆
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時30分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第30号

三重県津市島崎町248番地

債務者 ダイワ空調設備株式会社

代表者代表取締役 田辺 元幸

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村瀬 勝彦

- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時

津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第36号

静岡県浜松市中央区早出町410番地

債務者 有限会社青果のスズキ

代表者取締役 鈴木 俊次

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江間 吉洋
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午後4時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第36号

神奈川県横浜市西区北幸2丁目10番28号むつみビル3F

債務者 合同会社マジカル

代表者代表社員 高木 大

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山辺 直義
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後2時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第2128号

東京都町田市相原町148-1-105

債務者 株式会社中野建設工業

代表者代表取締役 中野 知明

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 大助
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第22号

静岡県富士宮市大岩489番地の24

債務者 有限会社クール

代表者代表取締役 一瀬 一安

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石野 弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前11時

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第31号

富山県高岡市月野谷368番地

債務者 株式会社高森工業

代表者代表取締役 高森 正城

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白木 謙一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時35分

富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第12号

山形県米沢市西大通1丁目1番59号

債務者 有限会社ナカヤマート

代表者代表取締役 中山 榮市

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小笠原信吾
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前10時

山形地方裁判所米沢支部

令和6年(フ)第739号

岡山市北区撫川1186番地

債務者 株式会社ヒロ

代表者代表取締役 森山 基

- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上西 芳樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日午前11時30分

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第35号

和歌山市西浜1660番地の401

債務者 株式会社立野商店

代表者代表取締役 立野 真生

- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森脇 大介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月15日午後1時45分

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第974号

神戸市長田区庄田町3丁目3番1号

債務者 有限会社庄田建工

代表者清算人 来田 奉文

- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 陽子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午前11時10分

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第70号

岡山市北区青江4丁目3番7号

債務者 有限会社クロノ

代表者取締役 安東 克敏

- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 箱守 英史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月21日午前11時20分

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第202号

沖縄県那覇市松山1丁目3番18号

債務者 一般社団法人沖縄・ビジネスインキュベーション・プラザ

代表者代表理事 上里 善之(旧姓能塚)

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 恵介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午後2時

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第203号

佐賀県伊万里市松浦町中野原1668番地

債務者 株式会社フォレシティ

代表者代表取締役 上里 善之(旧姓能塚)

- 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 恵介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午後2時

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第5号 群馬県伊勢崎市市場町1丁目107番地22号 債務者 合同会社ヤマカミシステムサービス 代表者代表社員 山上 勝之 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 入澤 裕樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月27日午後4時 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水中 誠三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月4日午前11時 広島地方裁判所民事第4部	3 破産管財人 弁護士 藤井 秀孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月9日午前11時30分 岡山地方裁判所津山支部	令和7年(フ)第556号 大阪府八尾市東山本新町7丁目1-24ルアーヌ203 債務者 株式会社アイ・エス・エム 代表者代表取締役 岡野 行秀 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 美紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月29日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第14号 山形県米沢市万世町片子4382番地13 債務者 米沢タクシー株式会社 代表者代表取締役 伊藤 利幸 1 決定年月日時 令和7年2月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒井 賢二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月29日午前11時 山形地方裁判所米沢支部	1 決定年月日時 令和7年2月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠藤 正紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月5日午前11時 山形地方裁判所米沢支部	1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大瀬 良輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月26日午後3時 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第557号 大阪府八尾市東山本新町7丁目1-24ルアーヌ203 債務者 株式会社むにむにカンパニー 代表者代表取締役 岡野 行秀 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 美紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月29日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第42号 埼玉県大里郡寄居町大字鉢形498番地 債務者 有限会社山憲工務店 代表者代表取締役 山口 幸隆 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 雅史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月3日午前11時45分 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野 聰子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月6日午前11時 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関根 未希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月28日午前10時30分 福島地方裁判所	令和7年(フ)第16号 京都市山科区竹鼻竹ノ街道町10番地5栗津ビル1F 債務者 株式会社スマイルリアルエステート 代表者代表取締役 前田 邦泰 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 仁美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月30日午前10時40分 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第98号 岡山市南区西高崎81番地22 債務者 農業法人株式会社D&Tファーム 代表者代表取締役 田中 哲也 1 決定年月日時 令和7年3月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武政 祥子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月4日午後3時 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 賢介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月9日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池戸 建騎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月28日午前10時15分 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第27号 宮城県大崎市古川駅南1丁目82番地 債務者 有限会社ユニバーツ 代表者代表取締役 松田 和江 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富田 成人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月5日午前11時15分 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第46号 広島県三次市三次町209番地の1 債務者 株式会社太惣(合併前の旧商号有限会 社アイエスケイみよし) 代表者代表取締役 平田 大介	1 決定年月日時 令和7年3月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若原 曜昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月28日午前10時30分 神戸地方裁判所社支部	

令和7年(フ)第20号

山梨県甲府市川田町946番地1、前本店所在地山梨県笛吹市石和町市部522番地

債務者 ギャッバ株式会社(旧商号風間建設株式会社)

代表者代表取締役 風間 純哉

1 決定年月日時 令和7年3月3日午後4時45分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 三浦 健一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後1時30分

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第2114号

埼玉県川口市東領家4丁目18番1号

債務者 太陽工業有限会社

代表者代表取締役 神林 大蔵

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 矢澤 陽介

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第477号

大阪市北区西天満4-9-2-411、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区丸の内1丁目2番28号

債務者 PROTECT JAPAN株式会社
代表者代表取締役 高橋 寛

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 阿部 宗成

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第478号

大阪市北区西天満4-9-2-411、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区丸の内1丁目2番28号

債務者 日建物産株式会社

代表者代表取締役 高橋 寛

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 阿部 宗成

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第25号

宮城県大崎市古川稻葉字鴻ノ巣222番地1
サンホーム鴻ノ巣A棟A-1号

債務者 内海 均

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 庄司 智弥

4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時20分

6 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第4号

秋田県大館市白沢字白沢1028番地26

債務者 原 治人

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 川田 繁幸

4 破産債権の届出期間 令和7年4月3日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前10時45分

6 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで

秋田地方裁判所大館支部

令和7年(フ)第13号

山形県天童市駅西4丁目7番5号 コーポ小畠 4-A号、前住所山形県米沢市西大通1丁目1番59号

債務者 中山 榮市

1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小笠原信吾

4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前10時10分

6 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第37号

神奈川県平塚市大島1027番地 ビレッジハウスマ大島1号棟301

債務者 高木 大

1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山辺 直義

4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後2時30分

6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

千葉県香取市下飯田960番地2 県営住宅小見川7003号

債務者 高瀬 匡史

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 吉田 貴行

4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後2時

6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

千葉地方裁判所佐原支部

令和6年(フ)第329号

岩手県紫波郡矢巾町大字又兵工新田第7地割20番地1、前住所岩手県下閉伊郡山田町大沢第5地割49番地3

債務者 若江 光博

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 菊池 尚

4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第23号

青森県弘前市大字宮園4丁目6番地12、旧住所仙台市青葉区通町2丁目16番2号 白樺荘201

債務者 西山 直顕

1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 實穂 好弘

4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時30分

6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

青森地方裁判所弘前支部

<p>令和7年(フ)第9号 島根県大田市久手町刺鹿2705番地1 債務者 川上 昌信 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金山 孝治 4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午後3時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 松江地方裁判所出雲支部</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係</p> <p>令和6年(フ)第1230号 広島県東広島市高屋町小谷3615番地 債務者 福原 崇文 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 邸平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 広島地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第10号 山形県長井市成田1863番地、前住所山形県米沢市西大通1丁目6番76-2号 債務者 青木 亮太 1 決定年月日時 令和7年2月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長岡 克典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 山形地方裁判所米沢支部</p>	<p>令和6年(フ)第1269号 仙台市宮城野区銀杏町24番21号 第2石森アパート202、従前の住所仙台市太白区富沢3丁目27番14-406号 債務者 高橋 秀之 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 篤 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>
<p>令和6年(フ)第790号 北九州市小倉北区足原1丁目3番25号(シティルーム足原105)、前住所福岡県遠賀郡水巻町吉田西4丁目3番18号 債務者 桑原 慶太 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 廣重 純理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月9日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和7年(フ)第73号 福岡県遠賀郡岡垣町中央台1丁目12番2-104号 グラン岡垣Ⅱ、前住所福岡県遠賀郡芦屋町正門町5番36号 優花ハイツ303号 債務者 松岡 利博 1 決定年月日時 令和7年3月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三苦 和喜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和7年(フ)第7号 福島県会津若松市幕内南町2番37号、前住所福島県会津若松市和田1丁目5番38号 メゾン・ド・エトワール102号 債務者 城戸さち子 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 創 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第9号 岡山市南区西高崎83番地26、旧住所岡山市南区豊成2丁目9番22号 303 債務者 田中 哲也 1 決定年月日時 令和7年3月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武政 祥子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和6年(フ)第204号 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1896番地3 債務者 上里 善之(旧姓能塚) 1 決定年月日時 令和7年2月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 恵介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 那覇地方裁判所民事第3部</p>	<p>令和7年(フ)第181号 仙台市宮城野区福室6丁目19番7-205号 債務者 松浦 大介 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄司 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第7号 群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸278番地1、住民票上の住所群馬県伊勢崎市市場町1丁目107番地22 債務者 山上 勝之 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 入澤 裕樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第14号 広島市安佐北区落合南8丁目23-5、住民票上の住所大阪市中央区常盤町2丁目3番8-302号 債務者 NAZことTEA&SOUP ROOM NAZこと新谷 友理 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅岡 裕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 広島地方裁判所民事第4部</p>
<p>令和7年(フ)第24号 北海道北見市川東354番地7 北寿園 債務者 小森 春雄 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野呂 伸一</p>	<p>令和7年(フ)第182号 仙台市宮城野区福室6丁目19番7-205号 債務者 松浦美惠子 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄司 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第70号 北九州市戸畠区千防1丁目2番3号 債務者 德永 竜一 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白石 覚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月14日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和7年(フ)第45号 広島市西区南観音8丁目2番12-503号 債務者 平田 大介 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水中 誠三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 広島地方裁判所民事第4部</p>

- 令和7年(フ)第47号**
広島県三次市畠敷町1031番地8
債務者 平田 憲穂
1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 水中 誠三
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで
広島地方裁判所民事第4部
- 令和7年(フ)第58号**
広島市東区戸坂桜西町3番22号
債務者 五十嵐 誠
1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 淳哲
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで
広島地方裁判所民事第4部
- 令和7年(フ)第76号**
広島市西区井口5丁目22番9-202号
債務者 西田 康通
1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮城 直大
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで
広島地方裁判所民事第4部
- 令和7年(フ)第72号**
北九州市八幡西区御開4丁目15番39号(101)
債務者 荒木 瞳子
1 決定年月日時 令和7年2月28日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川原 秀範
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月16日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
- 令和7年(フ)第34号**
福岡県久留米市新合川1丁目8番15-505号
債務者 谷村 拓也
1 決定年月日時 令和7年3月3日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松本 圭史

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時5分
5 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部
- 令和6年(フ)第369号**
岡山県倉敷市四十瀬510番地14 201、軒居前の住所岡山県倉敷市新田2415番地1 ジェイシティ倉敷1008
債務者 山下 好子
1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安達 祐一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
- 令和7年(フ)第47号**
岡山県倉敷市粒江2074番地
債務者 岡本美代子
1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田原 洋介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
- 令和7年(フ)第10号**
神戸市長田区宮川町1丁目7番地の1 グリーンコート宮川103号
債務者 澤田 宇伸
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 明石 礼子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月14日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで
神戸地方裁判所第3民事部
- 令和6年(フ)第81号**
兵庫県小野市天神町726番地、前住所兵庫県小野市葉多町842番地の2
債務者 岸本 博子
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 若原 曜昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
- 令和6年(フ)第202号**
名古屋市名東区香流1丁目124番地
債務者 堀 裕氣
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 勝又 敬介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月15日午前11時10分
5 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
- 令和7年(フ)第137号**
仙台市泉区野村字鐘坂16番地の15 M・夢想館101、従前の住所仙台市青葉区桜ヶ丘5丁目20番30号
債務者 田代 樹
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 正人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前10時15分
5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和7年(フ)第78号**
大阪府泉南市樽井7丁目13番32-713号
債務者 深谷 晃充
1 決定年月日時 令和7年2月28日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 勝博
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月12日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
- 令和7年(フ)第24号**
大分市顯徳町1丁目12番23号 スカイコートけんとく町401
債務者 川邊 幸人
1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安部 佳雄
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
- 令和6年(フ)第271号**
福島市飯坂町湯野宇葉師前12番地の1 熊坂貸家12、従前の住所福島市飯坂町字東桜瀬24番地の5 コーポ桜瀬202
債務者 阿部 拓哉
1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 遠田 智也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月21日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年5月6日まで
福島地方裁判所
- 令和7年(フ)第17号**
福島市飯坂町中野宇滝ノ沢90番地4、住民票上の住所福島県郡山市安積町日出山字一本松113番地
債務者 桑田 悠花
1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大矢真太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年5月6日まで
福島地方裁判所
- 令和7年(フ)第19号**
福島県伊達市保原町字柏町41番地4 ビレッジハウスほばら2号棟304号室
債務者 熊田 大輔
1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 関根 未希
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月6日まで
福島地方裁判所
- 令和6年(フ)第259号**
三重県鈴鹿市岸岡町3098番地の3 メゾン千代崎103、前住所三重県鈴鹿市南若松町380番地の2 S P A C E・K B E A C H 304
債務者 菅野 直樹
1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石坂 俊雄
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時15分
5 免責意見申述期間 令和7年5月6日まで
津地方裁判所破産係

<p>令和7年(フ)第146号 仙台市太白区泉崎2丁目14番25号 ルマ蘭泉 崎201、従前の住所仙台市太白区柳生4丁目 12番地の1 サニープレイスI-405 債務者 石垣 幸一 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大飼 元志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月9日午後1時55分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第11号 宮城県刈田郡蔵王町宮字川原田東29番地1 債務者 佐藤 雅子 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋場 麗湖 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月4日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 仙台地方裁判所大河原支部</p> <p>令和7年(フ)第15号 大津市瀬田5丁目1番1号 債務者 前田 邦泰 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 仁美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月30日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 大津地方裁判所民事部</p> <p>令和6年(フ)第289号 代替住所A(旧住所 大阪市生野区林寺6丁 目4番11号 シャーメゾン睦 101) 債務者 三原 孝博 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 周一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第630号 大阪府泉南郡熊取町桜が丘1丁目18番4号 債務者 高橋 良太 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山浦 美紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月26日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係</p> <p>令和6年(フ)第922号 神戸市須磨区離宮前町2丁目7番18-603号、 従前の住所神戸市須磨区多井畑字池ノ奥上1 番地の2 ライオンズマンション奥須磨503 号室 債務者 藤吉 美都 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木野 祐子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月27日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p> <p>令和7年(フ)第35号 岡山県玉野市長尾586番地 サマックスアベ ニュー 106号室 債務者 井上 健太 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 猪木 健二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月27日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p> <p>令和6年(フ)第193号 広島県福山市緑陽町1丁目15番18号 債務者 小土井 綾 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 元樋 翔吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月23日午前10時5分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係</p> <p>令和6年(フ)第371号 愛媛県松山市畠寺2丁目10番34号 パラシオ ン201号 債務者 木村恵理奈 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 明三 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和7年(フ)第584号 大阪市此花区伝法2丁目8番18号 債務者 雅鍼灸院こと 宇野 雅能 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 康博 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第2号 高知県安芸郡奈半利町乙1122番地1、旧住所 神奈川県横浜市中区小港町1丁目1番地2 ビューコート小港9号棟102号室 債務者 加門 政志 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳田 祐介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 高知地方裁判所安芸支部</p> <p>令和6年(フ)第539号 宮崎市佐土原町下田島11528番地3 ガーデ ンハウスサニ-101号 債務者 西山 征光 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 達満 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 宮崎地方裁判所破産係</p> <p>令和6年(フ)第147号 宮崎県延岡市桜小路361番地23 第一城山八 イツ101 傾債務者 黒田多津子 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保山博充 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和6年(フ)第165号 宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原1丁目202番地 傾債務者 甲斐 智子 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 明三 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和7年(フ)第584号 大阪市此花区伝法2丁目8番18号 傾債務者 雅鍼灸院こと 宇野 雅能 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 康博 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
---	--	--

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和7年(フ)第58号

函館市中道2丁目18番1-202号

債務者 三浦めぐみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第48号

愛知県岡崎市井田町字1丁目68番地

債務者 池川 正晃

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第57号

愛知県知立市昭和6丁目1番地 知立団地64棟305号

債務者 灰高 圭祐

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第77号

愛知県刈谷市井ヶ谷町前田77番地1 ハーモニータウンA108号、前住所愛知県刈谷市井ヶ谷町前田26番地1

債務者 楠 美津子

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第89号

愛知県岡崎市大門2丁目23番地6 シャルル大宗 303

債務者 油野 愛美

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第95号

愛知県額田郡幸田町大字菱池字矢崎15番地コープ矢崎103

債務者 杉本貴和子

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月23日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第2号

宮城県登米市迫町佐沼字萩洗1丁目2番地12Viavales III A 103号、従前の住所宮城県石巻市丸戸3丁目18番12号 レオネクストタキシード104号

債務者 近藤 慧実

- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで

仙台地方裁判所登米支部

令和7年(フ)第6号

宮城県登米市米山町字桜岡上待井215番地1大内ハイツ幸福201

債務者 大内美由喜

- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで

仙台地方裁判所登米支部

令和7年(フ)第7号

宮城県登米市米山町西野字北土手外6番地3

債務者 鈴木 裕也

- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで

仙台地方裁判所登米支部

令和7年(フ)第11号

三重県伊勢市中島2丁目17番13号

債務者 松原 千鶴

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで

津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年(フ)第22号

相模原市南区新磯野4丁目7番2-310号

債務者 ジャンフィ ひとみ

- 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第23号

相模原市南区新磯野4丁目7番2-310号

債務者 ジャンフィサムエル勇気

- 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第50号

相模原市中央区清新4丁目5番8号

債務者 阿部ちずな

- 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第58号

相模原市中央区矢部1丁目2番3号 シルフィード相模原604

債務者 小栗 鉱平

- 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第2177号

愛知県東海市大田町後田138番地の3 ハイツ久野301号

債務者 石野 伸一

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第6号

名古屋市天白区元八事5丁目127番地 三角堂アパートメント305号、従前の住所名古屋市東区山口町15番8号 プライムガーデン徳川201号

債務者 大門あさ葉

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

<p>令和7年(フ)第169号 名古屋市北区西味鏡4丁目557番地 市営西あじま荘8棟201号 債務者 秋田 清美 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第341号 名古屋市中川区吉津3丁目1603番地 松下北莊T-10棟401号、従前の住所名古屋市中川区万場2丁目111番地 エレパル・マンバ2A号 債務者 尾崎 伸子 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第21号 長崎県佐世保市広田1丁目11番8号 コーポ広田A棟102 債務者 加々良 瞬 1 決定年月日時 令和7年2月27日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第218号 埼玉県川口市戸塚鉄町24番5号 ソルデンテ21 302号 債務者 藤田 美保 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第195号 名古屋市北区上飯田通2丁目40番地の1 上飯田市街地住宅1068号 債務者 清本哲男こと 姜 成哲 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第50号 福岡県久留米市合川町151番地3 債務者 平田 治菜 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 福岡地方裁判所久留米支部</p>	<p>令和7年(フ)第23号 長崎県東彼杵郡川棚町白石郷3番地27 町営新町団地C2棟1号、前住所長崎県東彼杵郡川棚町小串郷1439番地1 債務者 川内 薫樹 1 決定年月日時 令和7年2月27日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第250号 さいたま市見沼区東大宮6丁目27番地5 ルミエール202 債務者 長谷川 愛 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第264号 名古屋市中区新栄2丁目46番24号 Prim a 1千種st e 10803号、従前の住所名古屋市千種区丸山町2丁目55番地 クレールメゾン丸山103号 債務者 中野 晓友 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第55号 福岡県久留米市津福本町1632番地2 リブレア津福駅前102号 債務者 岩坂 大生 1 決定年月日時 令和7年3月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 福岡地方裁判所久留米支部</p>	<p>令和7年(フ)第7号 長崎地方裁判所佐世保支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第49号 埼玉県草加市新里町1613番地1 JTテラスハウス見沼代親水公園101号 債務者 鴻上 省三 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第304号 名古屋市中村区荒輪井町2丁目18番地 市営荒輪井荘4棟506号 債務者 尾田 萌香 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第20号 長崎県佐世保市瀬戸越3丁目13番2号 B棟501号 債務者 黒岩美智子 1 決定年月日時 令和7年2月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 長崎地方裁判所佐世保支部</p>	<p>令和7年(フ)第212号 青森県十和田市東十二番町10番2号 債務者 鶴田 翔真 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 青森地方裁判所十和田支部</p>	<p>令和7年(フ)第69号 埼玉県春日部市上蛭田79番地1 ハイツ新井3-101号 債務者 真野 英次 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第304号 名古屋市中村区荒輪井町2丁目18番地 市営荒輪井荘4棟506号 債務者 尾田 萌香 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第341号 名古屋市中川区吉津3丁目1603番地 松下北莊T-10棟401号、従前の住所名古屋市中川区万場2丁目111番地 エレパル・マンバ2A号 債務者 尾崎 伸子 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第21号 長崎県佐世保市広田1丁目11番8号 コーポ広田A棟102 債務者 加々良 瞬 1 決定年月日時 令和7年2月27日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第218号 埼玉県川口市戸塚鉄町24番5号 ソルデンテ21 302号 債務者 藤田 美保 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>

令和7年(フ)第47号	埼玉県比企郡小川町大字小川714番地1 ツインヴィラA102 債務者 吉田 竜 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(フ)第2470号	横浜市瀬谷区阿久和西2丁目7番地6 ハイツ高陽202号室 債務者 柴岡 雅卓 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2954号	横浜市保土ヶ谷区新井町356番地 千丸台ハイツ3棟309号 債務者 宮澤 成二 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第137号	横浜市都筑区東山田2丁目23番18号 サンクレストKAWADA 1-303号 債務者 伊藤 聖也 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第164号	横浜市都筑区すみれが丘24番地1 シャルムすみれ201 債務者 柴崎 文 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第287号	神奈川県大和市福田1272番地5 債務者 薄井 寿幸 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第324号	横浜市港北区大倉山4丁目37番14-403号 債務者 間瀬さつき 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第643号	相模原市南区相模台7丁目28番12号 債務者 松本 梨花(旧姓鈴巻) 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第8号	新潟県長岡市柏町1丁目5番41号 コスモハイツ201号室 債務者 北條 三郎 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和6年(フ)第489号	沖縄県島尻郡南風原町字宮平567番地 ボヌールハウス303 債務者 川端 貴広 1 決定年月日時 令和7年2月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第362号 大阪市鶴見区茨田大宮4丁目19番10—1007号 債務者 谷口 未来 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月23日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月8日午前10時50分 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和6年(フ)第1993号 東京都立川市曙町3丁目3番5号レコルト・サンクE 破産者 加藤 豊 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第407号 大阪市天王寺区玉造元町20番6—405号 債務者 村井 優希(旧姓佐野) 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月16日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月23日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年(フ)第2005号 東京都八王子市鷺田町512番地の12 破産者 株式会社スポーツライフ連盟 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第418号 大阪府枚方市南楠葉1丁目62番4号 債務者 安東 誠也 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月16日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月16日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年(フ)第2006号 東京都八王子市小比企町545番地15 破産者 横林 弘 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第424号 大阪市都島区都島中通3丁目5番17号 債務者 今村 虹祐 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月16日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月16日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月16日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第2169号 東京都多摩市豊ヶ丘2丁目2番地2—1101 破産者 松島 昭二 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第507号 大阪市西成区千本中1丁目2番9号 グラドネスT・H 501 債務者 木村 麻美 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月16日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月16日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年(フ)第1535号 東京都あきる野市小川800番地11 破産者 小島 勇 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第6号 栃木県那須塩原市三区町549番地51 パークハウスクイエイチ103号、前住所栃木県大田原市花園1989番地7 債務者 高橋 克徳 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月16日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年(フ)第1829号 横浜市旭区今宿東町769—7 破産者 ヒカレ株式会社 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2574号 神奈川県大和市林間1-3-31 ベルアベニュー南林間102、商業登記簿上の本店所在地神奈川県大和市南林間6丁目1番21号 破産者 グリーンプラネットフォレスト株式会社 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和5年(フ)第258号 長野県北安曇郡白馬村大字神城25552番地 破産者 有限会社丸大旅館 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 長野地方裁判所松本支部
令和6年(フ)第1244号 京都府向日市物集女町中条28番地 破産者 有限会社共栄機材 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第171号 高知県香美市土佐山田町東本町5丁目2番22号 破産者 有限会社モードアン 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 高知地方裁判所破産係
破産手続終結
令和6年(フ)第1238号 埼玉県和光市本町9番40号 破産者 株式会社大一 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和5年(フ)第750号 仙台市青葉区国分町1丁目6番15号 破産者 株式会社ティー・エフコーポレーション 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和5年(フ)第890号 名古屋市中区大須4丁目10番40号 破産者 株式会社トルネードジャパン 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和6年(フ)第242号 埼玉県熊谷市佐谷田3767番地1 破産者 有限会社東食 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和5年(フ)第12号 北海道厚岸郡厚岸町白浜1丁目74番地 破産者 有限会社ヤマヒロ池田興産 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 釧路地方裁判所民事部
令和6年(フ)第1772号 東京都町田市玉川学園1丁目22番10号玉川学園インペリアル1F 破産者 ファーフィールドサウンド株式会社 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第750号 東京都小金井市東町3丁目20番8号ディアコート101 破産者 水口 大輔 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
破産手続終結及び免責許可決定
令和5年(フ)第68号 山形県米沢市花沢町1丁目9番80号 ハイムフローレ103号室、開始決定時の住所山形県西置賜郡飯豊町大字萩生3850番地2 コーポラスめざみB棟202号 破産者 梅津由理子 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。
令和5年(フ)第109号 岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永596番地1 破産者 株式会社坪井工務店 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 山形地方裁判所米沢支部
令和5年(フ)第87号 山形県東置賜郡高畠町大字上和田373番地 破産者 神保 花梨 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 山形地方裁判所米沢支部
令和6年(フ)第11号 山口県長門市東深川2001番地 破産者 溝口 洋隆 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 山口地方裁判所萩支部
令和6年(フ)第82号 秋田市橋山登町11番52号 若美荘7号 破産者 浅野 泰子 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 秋田地方裁判所民事第2部
令和5年(フ)第534号 横浜市瀬谷区二ツ橋町60番地29 破産者 岡 豊浩 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所第3民事部

<p>令和6年(フ)第800号 横浜市中区大和町2丁目34番地38 大和町アパート101 破産者 川田千恵美 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和6年(フ)第119号 新潟県長岡市与板町江西2丁目3番28号、前住所新潟県長岡市江陽2丁目8番7号 ハイツキャロル205号室 破産者 稲田 浩司 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第612号 さいたま市南区沼影1丁目32番1号101 破産者 川連 秀彦 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部</p>
<p>令和6年(フ)第634号 川崎市多摩区菅馬場1丁目22番39号 下島莊 D 102 破産者 福田 外正 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第387号 愛知県西尾市徳次町地蔵24番地 リブレ徳次201号室、前住所愛知県岡崎市中島西町3丁目5番地31 破産者 手島 智子 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第41号 奈良県桜井市大字粟殿15番地の13 破産者 金澤ヨシ子 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>
<p>令和6年(フ)第128号 神奈川県愛甲郡愛川町中津3885番地の3 ミルキーウェイ1105 破産者 柳澤 秀幸 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>令和5年(フ)第62号 宮崎県小林市堤2953番地1 破産者 谷川 隆男 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部</p>	<p>令和6年(フ)第65号 奈良市学園中4丁目540番地の10 エクセルハイツ第2学園前129号、申立時の住所奈良市藤ノ木台2丁目28番37-203号 破産者 浅川 貴夫 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>
<p>令和6年(フ)第389号 新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1444番地 破産者 三方 憲子 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部</p>	<p>令和5年(フ)第1916号 埼玉県川口市飯塚1丁目4番1-102号 川口住宅4号棟 破産者 大久保大介(旧姓西島) 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部</p>	<p>令和5年(フ)第194号 福岡県久留米市草野町矢作659番地1 破産者 江崎 蒼香 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係</p>

令和5年(フ)第85号 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪2744番地36の1 破産者 牧村 敏弘 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和6年(フ)第83号 石川県かほく市木津ハ55番地9 破産者 要 留果 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和6年(フ)第19号 広島市安佐北区可部南1丁目8番45-304号 サニーコーポ武田I 破産者 岡 美由紀 1 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 2 一般調査期日 令和7年5月28日午前11時30分 令和7年3月4日 広島地方裁判所民事第4部	1 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 2 一般調査期日 令和7年5月26日午後2時20分 令和7年3月4日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第148号 神戸市灘区大和町3丁目2番1号 アーバンライフ大和305、従前の住所香川県高松市上福岡町782番地2 フィネス多賀II-301 破産者 東 義智 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第852号 京都府宇治市宇治乙方53 水田アパート102、住民票上の住所京都府京田辺市高船前田12番地 破産者 岡田 浩和 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和6年(フ)第524号 大阪府岸和田市磯上町5丁目26番4号 破産者 中田 正美 1 破産債権の届出期間 令和7年4月3日まで 2 一般調査期日 令和7年5月26日午後1時30分 令和7年3月4日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 2 一般調査期日 令和7年6月6日午前11時 令和7年3月3日 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和6年(フ)第29号 松江市浜乃木5丁目10-18 コーポ和幸6号室、開始決定時の住所松江市寺町90番地 破産者 渡部 展吉 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所民事部	令和6年(フ)第81号 三重県伊勢市吹上2丁目9番5号、開始決定時の住所三重県伊勢市吹上2丁目12番7号 破産者 岡田 典正 1 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 2 一般調査期日 令和7年4月23日午前11時45分 令和7年3月5日 津地方裁判所伊勢支部破産係	令和6年(フ)第1011号 札幌市清田区北野3条2丁目11番15号 破産者 株式会社北野建設 1 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで 2 一般調査期日 令和7年6月3日午前10時30分 令和7年3月4日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 破産債権の届出期間 令和7年4月8日まで 2 一般調査期日 令和7年6月4日午前11時30分 令和7年3月4日 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第466号 岡山県備前市佐山3844番地1、旧住所岡山市北区中央町7番27号 ウルルSTビル304号 破産者 大森 恵吾 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第82号 三重県伊勢市吹上2丁目9番5号、開始決定時の住所三重県伊勢市吹上2丁目12番7号 破産者 岡田 逸子 1 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 2 一般調査期日 令和7年4月23日午前11時45分 令和7年3月5日 津地方裁判所伊勢支部破産係	令和6年(フ)第1079号 広島県庄原市平和町525番地 破産者 滝口 季彦 1 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで 2 一般調査期日 令和7年7月9日午後3時 令和7年3月5日 広島地方裁判所民事第4部	1 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで 2 一般調査期日 令和7年5月26日午前10時35分 令和7年3月3日 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第67号 三重県三重郡川越町大字南福崎325番地10 破産者 藤田 克彦 1 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 2 一般調査期日 令和7年5月16日午前10時 令和7年3月5日 津地方裁判所四日市支部破産係	令和6年(フ)第67号 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目16番16-2号、開始決定時大阪府高石市綾園3丁目14番25-603号 破産者 細田 博久	令和6年(フ)第234号 埼玉県白岡市小久喜132番地1 エム・ベア202 破産者 舘山 和樹(旧姓石田) 1 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで 2 一般調査期日 令和7年5月26日午前11時 令和7年3月3日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで 2 一般調査期日 令和7年5月26日午前10時35分 令和7年3月3日 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第281号 三重県三重郡川越町大字南福崎325番地10 破産者 藤田 克彦 1 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 2 一般調査期日 令和7年5月16日午前10時 令和7年3月5日 津地方裁判所四日市支部破産係	令和6年(フ)第281号 三重県三重郡川越町大字南福崎325番地10 破産者 藤田 克彦 1 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 2 一般調査期日 令和7年5月16日午前10時 令和7年3月5日 津地方裁判所四日市支部破産係	令和6年(フ)第281号 三重県三重郡川越町大字南福崎325番地10 破産者 藤田 克彦 1 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 2 一般調査期日 令和7年5月16日午前10時 令和7年3月5日 津地方裁判所四日市支部破産係	1 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで 2 一般調査期日 令和7年5月26日午前10時35分 令和7年3月3日 奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第4527号	大阪市東住吉区中野1丁目12番22号 砂子マンション303号 破産者 山田 哲也 1 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 2 一般調査期日 令和7年5月26日午後2時50分 令和7年3月5日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4879号	大阪市平野区平野西4丁目7番26号 破産者 株式会社河野店舗製作所 1 破産債権の届出期間 令和7年4月17日まで 2 一般調査期日 令和7年5月26日午後1時40分 令和7年3月4日 大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第5266号	大阪市淀川区東三国5丁目12番6-305号 破産者 株式会社ベンリッヂ 1 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで 2 一般調査期日 令和7年6月12日午後3時 令和7年3月5日 大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第111号	高知県安芸郡安田町大字安田580番地1 桜坂団地103号室 破産者 山本 幸子 1 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 2 一般調査期日 令和7年6月4日午後1時45分 令和7年3月5日 高知地方裁判所安芸支部破産係
令和6年(フ)第697号	京都市山科区上野御所ノ内町46番地の19 破産者 山田 修子 1 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 2 一般調査期日 令和7年6月4日午前11時 令和7年3月5日 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1266号	京都市伏見区羽束師菱川町243番地2 橋本マンション102、申立時の住民票上の住所京都市伏見区羽束師菱川町43番地10 破産者 吉川 俊彦

1 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 2 一般調査期日 令和7年6月4日午前11時15分 令和7年3月5日 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和6年(フ)第5381号 大阪府八尾市北木の本5丁目43番地の1 シャイニング参番館101号 破産者 徳山電機こと HONG SANG TAE 洪 翔太 異議申述期間 令和7年4月30日まで 令和7年3月5日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第109号 岐阜県海津市南濃町吉田631番地2 破産者 大森 雅裕 1 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで 2 一般調査期日 令和7年6月2日午前11時30分 令和7年3月4日 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和6年(フ)第5382号 大阪府八尾市北木の本5丁目43番地の1 シャイニング参番館101号 破産者 藤澤 雪絵 異議申述期間 令和7年4月30日まで 令和7年3月5日 大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第1197号 埼玉県川口市芝新町14番5号 平田レジデンス501号、破産手続開始決定時の住所東京都北区上十条2丁目13番1-513号 ガーデニア 破産者 小井土 正 1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 2 一般調査期日 令和7年6月23日午後4時 令和7年3月4日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	特別清算開始 令和7年(ヒ)第2013号 東京都練馬区春日町6丁目9番14号 清算株式会社 王光カラー株式会社 代表清算人 川上 隆 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(ヒ)第1002号 福岡県糸島市前原駅南1丁目26番11号 清算株式会社 日食システム株式会社 代表清算人 松本 謙二 1 決定年月日 令和7年2月28日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 福岡地方裁判所第4民事部	特別清算協定認可 令和7年(ヒ)第2001号 東京都中央区京橋2丁目5番4号 清算株式会社 株式会社アナザー 代表清算人 加藤 正昭 1 決定年月日 令和7年2月28日 2 主文 次の協定を認可する。 協定 第1 通則 本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社
令和6年(フ)第444号 宮崎県東諸県郡富町大字本庄6491番地6 破産者 井戸川 透 異議申述期間 令和7年4月15日まで 令和7年3月4日 宮崎地方裁判所破産係	令和7年(再)第7号 東京都中央区日本橋馬喰町1-6-8 再生債務者 健食株式会社 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。 2 監督委員 東京都千代田区大手町1-8-1 KDDI大手町ビル19階 ときわ法律事務所 弁護士 浅沼 雅人 令和7年2月28日 東京地方裁判所民事第20部

(以下「会社」という。)の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

第2 協定債権

- 利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日(令和7年1月15日)後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。

2 協定債権の弁済

会社は、本債権者集会時における会社財産から公租公課その他一般の優先権ある債権等会社法第515条第3項括弧内記載の債権に対する弁済原資を控除した後の金員を弁済原資として、本協定認可決定後直ちに、各協定債権者に対し、その債権額に応じて按分して支払う。

3 残債務の免除

会社は、前項の弁済時に、協定債権者より、残余の協定債権全額の免除を受ける。

4 追加弁済

前項の債務免除後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各協定債権者による前項の債務免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。

以上

東京地方裁判所民事第20部

監督命令

令和7年(再)第7号

- 東京都中央区日本橋馬喰町1-6-8
再生債務者 健食株式会社
1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

- 2 監督委員 東京都千代田区大手町1-8-1 KDDI大手町ビル19階 ときわ法律事務所
弁護士 浅沼 雅人
令和7年2月28日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

令和4年(再)第45号

茨城県東茨城郡城里町大字下青山1312番地
(吸収合併後の存続会社の本店所在地 茨城県石岡市三村2459番地3)

再生債務者 株式会社新ひたちファーム(吸収合併後の存続会社 たまご&ファーマーズ株式会社)

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画が遂行されることが確実であると認められる。

令和7年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和4年(再)第46号

千葉県東金市小野4番地1(吸収合併後の存続会社の本店所在地 茨城県石岡市三村2459番地3)

再生債務者 千葉孵化場株式会社(吸収合併後の存続会社 たまご&ファーマーズ株式会社)

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画が遂行されることが確実であると認められる。

令和7年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和4年(再)第47号

福島県田村市船引町堀越字柴平69番地5

再生債務者 有限会社はやま農場

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画が遂行されることが確実であると認められる。

令和7年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和4年(再)第48号

宮城県加美郡色麻町黒沢字切付7番地の10
(吸収合併後の存続会社の本店所在地 茨城県石岡市三村2459番地3)

再生債務者 イセファーム東北株式会社(吸収合併後の存続会社 たまご&ファーマーズ株式会社)

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画が遂行されることが確実であると認められる。

令和7年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和4年(再)第49号

茨城県かすみがうら市新治1786番地1(吸収合併後の存続会社の本店所在地 茨城県石岡市三村2459番地3)

再生債務者 株式会社かすみがうら農場(吸収合併後の存続会社 たまご&ファーマーズ株式会社)

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画が遂行されることが確実であると認められる。

令和7年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和4年(再)第50号

茨城県石岡市三村2459番地3

再生債務者 有限会社つくばファーム

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画が遂行されることが確実であると認められる。

令和7年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和4年(再)第51号

茨城県石岡市三村2459番地の3(吸収合併後の存続会社の本店所在地 茨城県石岡市三村2459番地3)

再生債務者 有限会社森屋農場(吸収合併後の存続会社 たまご&ファーマーズ株式会社)

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画が遂行されることが確実であると認められる。

令和7年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再)第2号

札幌市豊平区平岸2条2丁目3番40-508号

再生債務者 阿部 竜士

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月8日から令和7年4月15日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再)第5号

秋田市新屋沖田町10番36号

再生債務者 武藤 遼介

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月8日から令和7年4月16日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再)第17号

千葉県船橋市高根台1丁目3番31-107号

再生債務者 竹口 隼

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月8日から令和7年4月22日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再)第7号

愛知県東海市富木島町南島23番地5

再生債務者 世良 一洋

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月1日から令和7年4月8日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再)第32号

愛知県春日井市穴橋町1606番地207

再生債務者 山田 勉睦

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月1日から令和7年4月8日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再)第37号

愛知県半田市亀崎高根町6丁目72番地 N.O.V.Aゆたか202号

再生債務者 外山 治人

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月1日から令和7年4月8日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再)第2号

北海道夕張郡長沼町東7線北4番地マオイタウンB棟

再生債務者 大野 智美

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月16日まで

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(再)第3号

北海道岩見沢市東山6丁目2番2号

再生債務者 谷口 卓也

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月16日まで

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(再)第3号

栃木県大田原市薄葉2157番地17

再生債務者 阿部 美紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月17日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再)第4号

栃木県大田原市実取806番地73

再生債務者 高野みどり

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月17日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年（再イ）第12号 愛媛県松山市桑原7丁目1番43号 再生債務者 中山 辰夫 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年3月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月2日から令和7年4月9日まで 松山地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第269号 横浜市鶴見区東寺尾中台2番5-1号 再生債務者 田中 純次 1 決定年月日時 令和7年3月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月21日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月21日まで 長崎地方裁判所佐世保支部	3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年5月7日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年（再イ）第41号 群馬県太田市大原町481番地13 再生債務者 白川 健一 1 決定年月日時 令和7年2月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年5月1日まで 前橋地方裁判所太田支部	令和6年（再イ）第88号 大阪府泉南郡田尻町吉見1114番地38 再生債務者 野々口克巳 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月21日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和6年（再イ）第1号 岩手県九戸郡軽米町大字上館第60地割98番地43 再生債務者 鶴飼 和則 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで 盛岡地方裁判所二戸支部	令和6年（再イ）第3号 新潟県長岡市喜多町365番地2 グリーンゲーブルズA202号室 再生債務者 頓所 実 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年5月7日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係
令和7年（再イ）第5号 奈良市大宮町4丁目270番10号 ルデバール新大宮402号室（住民票上の住所）奈良市阪原町3376番地 再生債務者 尾上 賀絵 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年3月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月21日まで 奈良地方裁判所	令和7年（再イ）第17号 神戸市北区谷上東町19番7-207号 再生債務者 近澤さやか 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月21日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和6年（再イ）第155号 宮城県黒川郡大衡村ときわ台南3番地17 再生債務者 門脇 崇 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第5号 静岡県富士市神谷669番地の1 コーポスズキ101号 再生債務者 勝又 正樹 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月8日から令和7年4月18日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係
令和6年（再イ）第44号 大阪府藤井寺市船橋町7番3号 再生債務者 肉の和島こと 松薙研太朗 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年3月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月21日まで 奈良地方裁判所	令和6年（再イ）第21号 福岡県京都郡苅田町神田町3丁目4番地15 再生債務者 池田 太一 1 決定年月日時 令和7年3月3日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月14日まで 福岡地方裁判所行橋支部再生係	令和7年（再イ）第6号 宮城県大崎市鹿島台平渡字八助21番地7 八助貸家（宮城県大崎市鹿島台平渡字八助21番地7 平川荘） 再生債務者 中村 豊 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで 仙台地方裁判所古川支部個人再生係	令和7年（再イ）第5号 京都市伏見区醍醐南里町52番地76 再生債務者 勝本由美子 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月8日から令和7年4月18日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和6年（再イ）第44号 大阪府藤井寺市船橋町7番3号 再生債務者 肉の和島こと 松薙研太朗 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年3月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月4日から令和7年4月18日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年（再イ）第26号 長崎県佐世保市天神2丁目21番54号 ラ・メゾン天神202 再生債務者 馬渡 龍也 1 決定年月日時 令和7年3月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日まで 福岡地方裁判所行橋支部再生係	令和6年（再イ）第68号 埼玉県本庄市都島878番地10 再生債務者 佐藤 学 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第449号 大阪市此花区四貫島1丁目5番23-404号（営業所の住所 大阪市此花区四貫島2-2-3スウイングプラザ3階） 再生債務者 M i r a c l eこと 大城 弘美 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月4日から令和7年4月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（再イ）第541号 大阪市北区豊崎4丁目6番7-3101号 再生債務者 丹下 嗣朗 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月4日から令和7年4月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月4日から令和7年4月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第155号 東京都武蔵野市境1丁目5番6号アリビオシリガね201 再生債務者 前村 爵誉 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年5月7日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年（再イ）第87号 川崎市多摩区南生田1丁目31番9号 再生債務者 対野 信博 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年（再イ）第565号 大阪市福島区大開2丁目17番27-1001号 再生債務者 竹村システムこと 竹村 嘉行 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月4日から令和7年4月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月4日から令和7年4月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第4号 横浜市旭区今宿東町1529番地1 再生債務者 宮川 良男 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第4号 横浜市旭区今宿東町1529番地1 再生債務者 宮川 良男 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和6年（再イ）第566号 大阪府摂津市別府2丁目17番1号 再生債務者 吉川 研吾 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月4日から令和7年4月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月4日から令和7年4月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第19号 横浜市旭区中沢2丁目1番15号 再生債務者 筒井 宏輔 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第19号 横浜市旭区中沢2丁目1番15号 再生債務者 筒井 宏輔 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第53号 大阪府吹田市五月が丘東8番B-511号 再生債務者 南 昌樹 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月4日から令和7年4月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月4日から令和7年4月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第20号 横浜市旭区鶴ヶ峰2丁目7番地19 横浜鶴ヶ峰ピューハイツ810号 再生債務者 猿渡美千代（旧姓井原） 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第20号 横浜市旭区鶴ヶ峰2丁目7番地19 横浜鶴ヶ峰ピューハイツ810号 再生債務者 猿渡美千代（旧姓井原） 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第56号 大阪府枚方市星丘1丁目25番20-402号 再生債務者 加川 幹樹 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月4日から令和7年4月15日まで 山口地方裁判所宇部支部	令和6年（再イ）第29号 長崎県佐世保市日野町1924番地1 再生債務者 桃野 孝介 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月22日まで 長崎地方裁判所佐世保支部	令和6年（再イ）第51号 静岡県駿東郡清水町徳倉2384番地の1 富士見ハイツD102 再生債務者 土屋 佳正 特別異議申述期間 令和7年3月26日から令和7年4月2日まで 令和7年3月5日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和6年(再イ)第192号 埼玉県和光市南1丁目29番41号 コンフォート和光B202 再生債務者 畠山 真 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 17日まで 令和7年3月3日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和6年(再イ)第76号 神奈川県伊勢原市高森台2丁目2番18号 再生債務者 湯山 隆志 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 26日まで 令和7年3月5日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和6年(再イ)第31号 山梨県甲府市国母3丁目14番19号 再生債務者 稲垣 幸宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 31日まで 令和7年3月3日 甲府地方裁判所民事部破産係
令和6年(再イ)第169号	横浜市泉区中田北1丁目12番13号 再生債務者 田中 哲也	1 決議に付する再生計画案 令和7年1月21日 付け再生計画案	令和6年(再イ)第33号 山梨県甲斐市西八幡3166番地 再生債務者 坂本 京子
		2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 17日まで 令和7年3月3日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月17日 付け再生計画案
令和5年(再イ)第286号	横浜市南区大岡1丁目4番7号 再生債務者 井上 学	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 19日まで 令和7年3月5日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 31日まで 令和7年3月3日 甲府地方裁判所民事部破産係
		1 決議に付する再生計画案 令和7年1月7日 付け再生計画案	令和6年(再イ)第59号 静岡県浜松市中央区西伊場町33番8号 再生債務者 栗島美すゞ
令和6年(再イ)第210号	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地3 ライオンズマンション横浜星川204号 再生債務者 川端 秀達	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月18日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日 付け再生計画案
		2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 19日まで 令和7年3月5日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 26日まで 令和7年3月5日 静岡地方裁判所浜松支部再生係
令和6年(再イ)第210号		令和6年(再イ)第44号 茨城県つくば市高野台3丁目5-19 K・サンシャイン205号室 再生債務者 椎名 理恵	令和6年(再イ)第54号 大阪府和泉市伏屋町4丁目11番64号 再生債務者 生野 保
		1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月14日 付け再生計画案
		2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 19日まで 令和7年3月5日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 31日まで 令和7年3月3日 甲府地方裁判所民事部破産係
令和6年(再イ)第6号	千葉県南房総市白浜町白浜3509番地 再生債務者 嶋田 智子	令和6年(再イ)第12号 大分県中津市大字湯屋457番地1 再生債務者 岡崎 文哉	令和6年(再イ)第12号 大分県中津市大字湯屋457番地1 再生債務者 岡崎 文哉
		1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日 付け再生計画案
		2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 19日まで 令和7年3月5日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 26日まで 令和7年3月5日 大分地方裁判所中津支部個人再生係
令和6年(再イ)第6号		令和6年(再イ)第41号 埼玉県児玉郡神川町大字中新里298番地2 再生債務者 鈴木 清貴	令和6年(再イ)第28号 石川県かほく市大崎4字12番地36 再生債務者 中島 仁美
		1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案
		2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 26日まで 令和7年3月5日 大分地方裁判所中津支部個人再生係	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 31日まで 令和7年3月5日 金沢地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第108号		令和6年(再イ)第94号 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和6年(再イ)第182号 札幌市豊平区平3条2丁目1番40-701号 再生債務者 任田 大希
		1 決議に付する再生計画案 令和7年2月14日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案
		2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 24日まで 令和7年3月4日 千葉地方裁判所館山支部破産再生係	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月4日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和6年(再イ)第108号	仙台市太白区根岸町4番11-303号（従前の 住所）仙台市青葉区五橋2丁目3番16-804 号 再生債務者 木村 駿介	令和6年(再イ)第35号 石川県白山市北安田西2丁目19番地（従前 の住所）石川県白山市山島台6丁目24番地 再生債務者 吉橋 海斗	令和6年(再イ)第192号 北海道千歳市錦町3丁目8番地の3 ジーク ブラウ千歳錦町105号（申立時の住所）北海 道千歳市清流7丁目3番2号 再生債務者 平田 英行
		1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月18日 付け再生計画案
		2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 25日まで 令和7年3月4日 仙台地方裁判所第4民事部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月4日 札幌地方裁判所民事第4部
		令和6年(再イ)第94号 さいたま地方裁判所熊谷支部	東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年3月5日 金沢地方裁判所民事部
		1 決議に付する再生計画案 令和7年1月22日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案
		2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 26日まで 令和7年3月5日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 31日まで 令和7年3月5日 札幌地方裁判所民事第4部
		令和6年(再イ)第35号 石川県白山市北安田西2丁目19番地（従前 の住所）石川県白山市山島台6丁目24番地 再生債務者 吉橋 海斗	令和6年(再イ)第35号 石川県白山市北安田西2丁目19番地（従前 の住所）石川県白山市山島台6丁目24番地 再生債務者 吉橋 海斗
		1 決議に付する再生計画案 令和7年1月22日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案
		2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 26日まで 令和7年3月5日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 31日まで 令和7年3月5日 札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第40号 静岡県富士宮市小泉1717番地の1 サイレンスC101 再生債務者 加藤 大輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月4日 静岡地方裁判所富士支部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年1月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 4日まで 令和7年3月5日 福島地方裁判所郡山支部再生係 令和6年(再イ)第35号 奈良市西大寺国見町1丁目6番1-301号 再生債務者 西村 公雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 4日まで 令和7年3月5日 奈良地方裁判所 令和6年(再イ)第119号 堺市西区鳳南町3丁199番地1 フロントウ イング1309号 再生債務者 藤本 晋 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月4日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 令和6年(再イ)第17号 和歌山県海南市沖野々489番地4 再生債務者 元中運送こと 元中 祥太 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月4日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(再イ)第43号 和歌山市下三毛567-19 (住民票上の住所) 大阪府阪南市和泉鳥取734番地の1 201号 再生債務者 田中 侑嗣 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月4日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(再イ)第22号 長崎県佐世保市原分町1069番地1 エクセル ントハウスM201 再生債務者 八戸 隆佳	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 27日まで 令和7年2月27日 長崎地方裁判所佐世保支部 令和6年(再イ)第90号 神戸市北区小倉台3丁目3番地の11 再生債務者 杉村 重雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 25日まで 令和7年3月4日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和6年(再イ)第140号 兵庫県三田市西相野232番地 再生債務者 西浦 寿 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 25日まで 令和7年3月4日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和6年(再イ)第81号 兵庫県相生市旭2丁目13番12号 再生債務者 井口 雅也 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月4日 神戸地方裁判所姫路支部 令和6年(再イ)第88号 兵庫県姫路市城北本町15番29-401号 ク ラージュ城北 再生債務者 小野 正人 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3 月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月5日 神戸地方裁判所姫路支部 令和6年(再イ)第13号 広島県竹原市忠海長浜1丁目4-3 (住民票 上の住所) 徳島県阿南市中大野町南傍示482 番地2 再生債務者 片山 智也 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月5日 広島地方裁判所呉支部 令和6年(再イ)第44号 兵庫県明石市林崎町3丁目524番地の10 102 再生債務者 カーサP l u sこと 鈴木 智士 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 7日まで 令和7年3月5日 神戸地方裁判所明石支部再生係
---	--	---

小規模個人再生による再生計画取消

令和4年(再イ)第104号

仙台市青葉区旭ヶ丘4丁目6番7-2号
再生債務者 加藤 哲

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 令和5年6月9日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。

令和7年3月5日

仙台地方裁判所第4民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和6年(再イ)第21号

香川県丸亀市三条町772番地1
再生債務者 行成 晋平

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和7年3月5日 高松地方裁判所丸亀支部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和6年(再口)第8号

埼玉県八潮市大字大瀬1615番地4
再生債務者 原田 清孝

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月8日から令和7年4月18日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再口)第1号

宮城県宮城郡松島町桜渡戸字真言16番地の3
再生債務者 佐々木秀光

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで

仙台地方裁判所第4民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和6年(再口)第3号

熊本県荒尾市万田923番地2
再生債務者 松尾 伸二

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月25日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年3月19日まで
- 4 令和7年3月5日 熊本地方裁判所玉名支部

令和6年(再口)第12号

大阪市西淀川区花川1丁目17番8号みゆき荘23号室(営業所の住所 大阪市西淀川区柏里3丁目3番3号)

- 再生債務者 行政書士事務所KAZUこと 河内 一晃

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月20日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 - 3 2の書面の提出期間 令和7年4月1日まで
 - 4 令和7年3月4日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再口)第6号

広島市安佐南区伴南5丁目54番16号
再生債務者 西川 直孝

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年1月10日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月4日まで
- 4 令和7年3月4日

広島地方裁判所民事第4部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和6年(再口)第12号

京都市北区紫竹北大門町55番地4
再生債務者 中野隆太郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 3 令和7年3月5日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和6年(再口)第4号

山口県宇部市西宇部北7丁目17番3号
再生債務者 藤本 祐弥

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月3日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月5日 山口地方裁判所宇部支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

<https://www.daiichi-koutsu.co.jp/index.html>

令和7年3月12日

沖縄県那覇市字天久一-19〇番地4

(甲)那覇第一交通株式会社

代表取締役 後藤 勝義

沖縄県那覇市字天久一-19〇番地4

(乙)沖縄第一交通株式会社

代表取締役 後藤 勝義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年3月12日

東京都港区新橋三丁目1-1番8号オフィス

ミ新橋第一ビル八〇二号室

合同会社CozyTrail Games

代表社員 谷口祐一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和7年4月15日であり、組織変更後の商号は株式会社STOKAKUとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和7年3月12日

神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷1-14四一
合同会社STOKAKU

代表社員 株式会社STOKAKU

職務執行者 大久保ティト敬作

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年3月12日

兵庫県たつの市揖保町東用四〇一番地三

合同会社創建ネクシジャパン

代表社員 各村 和弘

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年3月12日

奈良市あやめ池北二丁目八番二二号

クラム合同会社

代表社員 岩見 祥志

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年3月12日

福岡県福岡市中央区大名一丁目一-三一

慈合合同会社

代表社員 山内 耀太

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年3月12日

福島県郡山市郡山町諏訪五七〇番地

株式会社タマテック

代表取締役 石川 澄伸

掲載紙 官報
掲載日 令和7年3月6日

掲載頁 六十一頁(合外第455号)

令和7年3月12日

